

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和3年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(イラン産ピスタチオナッツのイミダクロプリド及びベトナム産ピタヤ(ドラゴンフルーツ)のメタラキシル及びメフェノキサム)

標記については、令和3年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和3年9月14日付け薬生食輸発0914第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、イラン産ピスタチオナッツのイミダクロプリドについて、検査命令を解除したことから、令和3年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング検査の頻度を30%として対応することとし、モニタリング通知の別表第2に下記を追加することとする。

また、ベトナム産ピタヤ(ドラゴンフルーツ)の輸入時のモニタリング検査において、食品衛生法第13条に基づき定められた残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、ベトナム産ピタヤ(ドラゴンフルーツ)のメタラキシル及びメフェノキサムに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げるとともに、当該違反を生じた製造者、製造所、輸出者又は包装者の当該食品に対する輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、 輸出者及び包装者
令和3年9月16日	イラン	ピスタチオナッツ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(イミダクロプリド)	
令和3年9月16日	ベトナム	ピタヤ(ドラゴンフルーツ)及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(メタラキシル及びメフェノキサム)	YASAKA FRUIT PROCESSING LIMITED COMPANY